

インフルエンザの 予防接種を 受けましょう



問い合わせ 社会健康課 ☎92140

予防接種法に基づく 定期の予防接種

対象 感染した際に重症化しやすく、またワクチンの接種による効果が認められているため、国が接種をすすめている次の方

○市内在住の65歳以上の方
○市内在住の60歳以上65歳未満の方で身体障害者手帳1級程度の内部障害（心臓、じん臓、呼吸器）がある方など

対象者は、社会健康課へご連絡ください。

毎年、冬に流行するインフルエンザですが、皆さんは毎年予防接種を受けていますか？
インフルエンザウィルスは大きく3つに分類され、毎年流行する型が違います。予防するには毎年、予防接種を受けることが必要です。
予防接種を受けることで、重篤な合併症や死亡を予防し、健康被害を最小限にすることが期待されています。



任意の予防接種

対象

市内在住の64歳以下の方で、定期の予防接種の対象以外の方

接種期間 10月1日(木)～平成28年1月30日(土)

自己負担額

原則、全額自己負担

※ 医療機関によって接種費用が異なるので、事前に各医療機関に確認してください。

※ 次の方は社会健康課および各支所の窓口で事前に申請すれば、接種費用助成券（上限額あり）を交付します。

○生活保護世帯に属する方

○市市民税非課税世帯に属する方

なお、助成券の発行までには、数日かかることがあります。